

# 島根県立産業高度化支援センター

## 指定管理者募集要項

令和6年8月

島根県

# 島根県立産業高度化支援センター指定管理者募集要項

## 1 指定管理者募集の目的

島根県の公の施設である島根県立産業高度化支援センターの管理について、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を目指し、平成17年4月から指定管理者制度を導入しておりますが、令和7年度以降の管理運営について広く創意工夫ある提案を募集します。

## 2 施設の概要

### (1) 概要

ア 名称 島根県立産業高度化支援センター（愛称：テクノアークしまね）

イ 住所 島根県松江市北陵町1番地

ウ 建物概要

本館西棟	4階建（創業支援室等14室、レストラン、会議室、その他）
本館東棟	3階建（産業振興財団、産業技術センター事務室等）
研究実験棟	2階建6棟（産業技術センター研究実験棟）
南館（レンタルオフィス棟）	2階建（研究開発室12室、会議室1室、シャワー室その他）
北館（次世代技術研究開発センター）	2階建（プラント実験室、プロジェクト研究員室5室、プロジェクト研究推進室4室）
電波暗室棟	2階建（3m法電波暗室、測定資料室、測定作業室、研究開発室、研究事務室その他）
大型構造物試験棟	2階建て
ユーティリティ棟	2階建（電気室、発電機室等）

エ 条例上の施設

島根県立産業高度化支援センター	創業準備室、創業支援室、研究開発室、プロジェクト研究員室、先端技術開発室、編集室等、大会議室、中会議室、小会議室、特別会議室、南館会議室
島根県産業技術センター	2階建6棟（産業技術センター研究実験棟）

オ 延床面積 23,633平方メートル

カ 敷地面積 76,971平方メートル

キ 開館年月 平成13年10月

### (2) 設置目的

獨創性、挑戦意欲等に富んだ創業者の育成及び企業の技術の高度化、新たな事業分野への進出等に対する支援を通じて本県の産業振興を図ることを目的としています。

### (3) 島根県立産業高度化支援センター（以下「センター」という。）の事業概要

- ①創業準備室、創業支援室、研究開発室、プロジェクト研究員室、編集室等、会議室及び駐車場の管理運営業務
- ②上記以外のセンター施設及び設備の管理業務
- ③その他センターの設置目的を達成するために必要な業務

## 3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とし、詳細は別に配付する島根県立産業高度化支援センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）によります。なお、前回公募時（令和元年8月）から

別紙1の通り変更点がありますのでご注意ください。

(1) 島根県立産業高度化支援センター（以下「センター」という。）の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務

(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第2条第1項の規定により設置された島根県産業技術センターの施設及び設備で仕様書に定めるもの（以下「センター外施設等」という。）の維持管理に関する業務

(4) その他必要な業務

#### 4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を予定しています。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

なお、この期間は、県議会での議決により確定することになりますのでご注意ください

#### 5 管理に要する経費

(1) 年間委託額 263,385千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）を含む。）以内  
管理経費は決定額を12等分し、請求に基づき毎月支払います。

(2) 5年間の委託額 1,316,925千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）を含む。）以内

(3) 支出見込額のうち、1件につき10万円以上50万円未満の施設修繕費は各年度に精算します。

(4) 支出見込額のうち、光熱費については近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和7年度から令和9年度までの3年間は、各年度に精算します。見込み額は下記の通りです。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとします。また、令和10年度以降の取扱いについて、令和9年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとします。

電気使用料 41,190千円／年度

ガス使用料 13,268千円／年度

灯油使用料 1,888千円／年度

その他、指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

※令和7年度より、テクノアークしまね館内照明を計画的に全館LED照明に更新予定です。これに伴い、指定管理者支出見込額における光熱水費の一部経費が削減されるため、試算により削減額が確定した後、協議の上で変更契約を結ぶこととします。

(5) 支出見込額のうち人件費と施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和7年度に向けて消費者物価指数（松江市、生鮮食品除き）が前年比2%以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとします。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

(6) 現下の急激な物価上昇を踏まえ、令和7年度以降、島根県は使用料の改定を検討する予定です。使用料を改定することとした場合、改定に伴う指定管理料の取扱いについては、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

#### 6 応募資格

指定管理者に応募するには、次の(1)から(7)までの全ての要件を満たす団体である必要があります。

(1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で

あること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人等であること。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定による更正手続、再生手続等をしていない法人等であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない法人等でないこと。

(6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

## 7 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- (1) 島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会委員に個別に接触した場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (4) 提出書類の提出後に事業計画の内容を変更した場合
- (5) その他不正な行為があった場合

## 8 申請の手続き

申請を希望する法人等は、下記に掲げる書類を提出してください。なお、各書類の説明については、「提出書類一覧（別紙 2）」を参照してください。

### (1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成 13 年島根県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定める様式）

イ 事業計画書

ウ 指定管理に係る指定期間各年度分の収支予算書

エ 定款及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近 3 年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

カ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

キ 法人等の概要を記載した書類

ク 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

コ 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

サ 誓約書

### (2) 提出部数

正本 1 部及び副本 9 部

(3) 提出期限

令和6年10月8日(火)午後5時まで。郵送の場合は書留とし、令和6年10月8日(火)午後5時必着とします。

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 提出先

17に記載する場所

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。

エ センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

オ 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

カ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

キ 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。

(7) 留意事項

①個人は申請資格を有しない。

②複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。

③センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

## 9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

学識経験者等4名の委員で構成する島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、次の審査基準をいずれも満たすもののうち、センターの管理を行わせるのに最も適した法人等を選定します。

(2) 審査基準

審査基準は次のとおりです。なお、審査項目の詳細は、産業振興課ウェブ ページで公表します。また公表した資料を現地説明会 で配布します。

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、センターの施設及び設備並びにセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(3) 面接審査等

候補の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会による面接審査を行う。面接審査の日時、場所等については、該当の申請者に別途連絡する。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、文書で通知するとともに公表する。

## 10 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要です。9で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、島根県議会令和6年11月定例会へ上程し、議決されれば、指定管理者として指定となります。

### (2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、提案の内容を踏まえ、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、センターの管理に関する協定を締結します。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限りません。

## 11 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければなりません
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めます。

## 12 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業の継続の可否について協議します。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

## 13 評価の実施

島根県は、指定管理者が行う業務の実施状況について毎年度評価を行い、その結果を公表します。

## 14 留意事項

- (1) センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出してください。
- (2) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- (3) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
  - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと思われるとき。
  - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

- (4) 条例、規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請してください。

## 15 募集要項、仕様書の配付等

- (1) 配付期間 令和6年8月9日（金）から令和6年10月8日（火）まで  
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- (2) 配付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）
- (3) 配付場所 島根県商工労働部産業振興課

## 16 現地説明会

現地説明会に出席を希望する者は、令和6年8月30日（金）までに別添の現地説明会参加申込書（様式4）を電子メール又はファクシミリで島根県商工労働部産業振興課へ提出してください。

- (1) 開催日時  
令和6年9月3日（火） 午後14時30分から2時間程度
- (2) 開催場所  
島根県立産業高度化支援センター
- (3) 内容
- ①募集要項及び仕様書の説明
  - ②島根県立産業高度化支援センターの施設見学
- (4) 質問事項  
質問がある場合、質問票（様式5）を持参又はFAXで送付してください。なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。※質問受付期限 令和6年8月28日（水）午後5時まで

## 17 問合せ先

郵便番号 690-8501

住 所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県商工労働部産業振興課総務企画係

T E L 0852-22-5486

F A X 0852-22-5638

M A I L sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

## 島根県立産業高度化支援センター指定管理業務の変更点（令和7年度～）

### 1. 指定管理料の取扱い

#### (1)人件費・施設維持管理費

- ・ 現在物価上昇が続いていることから、令和7年度に向けて消費者物価指数（松江市、生鮮食品除き）が前年比2%以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとする。
- ・ 加算に関する取扱いについては、県予算の範囲内において、指定管理者と協議の上、決定する。

#### (2)光熱費

- ・ 近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和7～9年度までの3年間は実績に基づき各年度に精算する。
- ・ 精算方法については、指定管理者と協議の上、決定する。
- ・ 令和10年度以降の取扱いについて、令和9年度中に見直しを行い、指定管理者と協議の上、決定する。

#### (3)施設使用料

- ・ 現下の急激な物価上昇を踏まえ、令和7年度以降、使用料の改定を検討する予定としている。
- ・ 使用料を改定することとした場合、改定に伴う指定管理料の取扱いについては、指定管理者と協議の上、決定する。

### 2. 指定管理業務の追加

#### (1)機械維持管理

- ・ コンプレッサー5台の管理、フロン点検法に基づく検査等の実施

#### (2)機械維持管理

- ・ ソフトビジネスパーク G-7 区画との境界線 200m 抜根除草年1回



## 別紙 2

## 提出書類一覧

ア	指定管理者指定申請書	別記様式
イ	事業計画書	事業計画書（様式1）
ウ	指定管理に係る指定期間各年度分の収支予算書	管理運営に係る収支予算書（様式2）
エ	定款及び法人登記 事項証明書 又はこれらに準ずる書類	法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類
オ	申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類	直近3年度分の実績（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）。ただし、申請の日に属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）
カ	役員の名簿及び履歴を記載した書類	
キ	法人等の概要を記載した書類	法人等の組織及び運営に関する事項（本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売上高等）を記載した書類
ク	申請書を提出する日の属する事業年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書	今年度分の実績（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）。ただし、申請の日に属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）
ケ	法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	税務署長が発行する納税証明書（提出日において発行の日から3か月以内のもの）
コ	島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	県民センター所長が発行する県税納税証明書（提出日において発行の日から3か月以内のもの）
サ	誓約書	

別記

様式第15号(第17条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

島根県知事 様

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

産業高度化支援センターの指定管理者について指定を受けたいので、島根県立産業高度化支援センター条例第17条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団体名			
代表者職・氏名			
主たる事務所の所在地			
設立年月日	年 月 日	構成員の人数	人
資本金	円		
提携団体(他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

様式 1

事業計画書の大きさは A4 版として、以下の内容を記載して下さい。様式はこれによる必要はありません。また、適宜資料を添付して下さい。

島根県立産業高度化支援センターの管理運営に関する事業計画書						
				申請年月日		
年		月		日		
団体名						
代表者名						
団体所在地						
電話番号		FAX 番号				
E-mail						
運 営 実 績	施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日		
				開始	年 月	
				終了	年 月	
				開始	年 月	
				終了	年 月	
				開始	年 月	
				終了	年 月	
	【経営理念等】					
	【ISO認証取得の状況】					
	事業計画 (別紙可)					
【応募理由】						
【管理運営方針】						

**【管理の体制】**

- 1 組織図（管理責任者、職員の配置、緊急連絡体制を含む指揮命令系統が分かるもの）
- 2 管理運営に係る事業計画（直営での業務、委託での業務）＊積算根拠等も含め記載
- 3 職員の研修計画
- 4 管理責任者の略歴

**【施設の運営】**

- 1 利用者からの苦情処理等に対する対処方法、入居者・入居機関との連携方法
- 2 会議室等の利用促進、施設をPRするための提案
- 3 利用者及び入居者等に対するサービスを向上させるための方策
- 4 管理に要するコストを削減するための方策
- 5 管理者の業務全般にわたって業務改善を随時取り組むための方策

**【危機管理対策】**

- 1 防犯、防災、安全管理、緊急時等の危機管理体制
- 2 個人情報保護のための措置

**【応募団体について】**

- 1 管理者となったときに活かせる申請者の特長
- 2 県と管理者間の管理に要する経費に係るリスクの分担に対する考え方

**【その他】**

- 1 令和7年4月1日から業務を行うための計画
- 2 他に応募している施設の有無

様式 2

島根県立産業高度化支援センターの管理運営に関する収支予算書

団体の名称 ( )

科目 年度		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
項目	県委託費					
	光熱水費負担金					
収入合計 (A)						
	人件費					
	光熱水費					
	施設維持管理費 (委託)					
	施設維持管理費 (その他)					
	修繕費					
	消耗品費					
	印刷製本費					
	広報費					
	事務管理費					
支出合計 (B)						
(A) - (B)						

1. 金額は、消費税及び地方消費税（全て税率は10%で想定すること）を含んだ金額を記入してください。
2. 積算根拠を記載してください。（別紙可）
3. 施設維持管理費（委託費）については、内訳を別紙に示してください。
4. 科目名は、例示です。

## 誓 約 書

令和 年 月 日

島根県知事 様

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

島根県立産業高度化支援センターの指定管理者指定申請を行うに当たって、下記の事項については真実に相違ありません。

### 記

- 1 島根県立産業高度化支援センター指定管理者募集要項「6 応募資格」に定める次の(1)から(7)までの要件をすべて満たし、申請者としての資格を有していること。
  - (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人等であること。
  - (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
  - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定による更生手続、再生手続等をしていない法人等であること。
  - (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない法人等でないこと。
  - (6) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。
- 2 指定管理者指定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないこと。

## 誓 約 書

令和 年 月 日

島根県知事 様

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

島根県立産業高度化支援センターの指定管理者指定申請を行うに当たって、下記の事項については真実に相違ありません。

### 記

- 1 島根県立産業高度化支援センター指定管理者募集要項「6 応募資格」に定める次の(1)から(7)までの要件をすべて満たし、申請者としての資格を有していること。
  - (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人等であること。
  - (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
  - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定による更生手続、再生手続等をしていない法人等であること。
  - (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない法人等でないこと。
  - (6) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。
- 2 指定管理者指定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないこと。

様式 5

島根県立産業高度化支援センター指定管理者募集要項及び同仕様書等に対する質問票

令和 年 月 日

質問項目	
質問内容	
団体名	
所属・担当	
T E L	(            )            -
F A X	(            )            -

※質問は1項目ずつ別紙として下さい。

<p>回 答</p> <p>※記入しないこと</p>	
----------------------------	--

質問受付期限：令和6年8月30日